資料２

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（案）」目次・総則案

図書館の設置及び運営上の望ましい基準（案１） ※案１で基準（案）の内容を作成	**図書館の設置及び運営上の望ましい基準（案２）** ※体系化した目次・総則案 （総則は各項目の一般的な内容）
目次 1　総則 (1)　趣旨 (2)　図書館の設置	目次 1　総則 (1)　趣旨 (2)　図書館の設置及び運営の基本（新設） 図書館の設置者は、利用者や地域に対するサービスのために、図書館を設置するよう努める。 図書館は、その設置目的を達成するために、設置母体の経営方針に基づき、必要な経営に努める。 図書館は，その設置目的に基づき、必要な資料及び情報の計画的かつ継続的な収集，整理，保存及び提供並びに図書館サービスに努める。 図書館は、その設置目的に基づき、必要なサービスを行うために、専門的職員等の職員の配置に努める。 図書館は、その設置目的に基づき、必要なサービスを行うために、専門的職員等の職員の研修機会を設け、研修への参加を進めるよう努める。 図書館は，利用者に対して適切な図書館サービスを行うために必要な環境の整備に努める。 図書館は、その専門性を活かし、他の図書館、学校図書館、大学図書館等の館種の異なる図書館や博物館等の社会教育施設，官公署間の調査研究施設等との連携・協力にも努める。 図書館は、積極的な広報活動及び情報公開に努める。
2　公立図書館 (1)　市町村立図書館 ①　運営の基本 ②　図書館経営（または，図書館運営） ③　図書館の評価 ④　資料及び情報の収集 ⑤　資料の提供 ⑥　レファレンスサービス等 ⑦　利用者に応じた図書館サービス ⑧　多様な学習機会の提供 ⑨　著作権制度の理解 ⑩　ボランティアの参加の促進 ⑪　他の図書館及びその他関係機関との連携・協力 ⑫　広報及び情報公開	2　公立図書館 (1)　市町村立図書館 ①　図書館の設置 ②　図書館運営の基本 ③　図書館経営の基本 ④　図書館資料・情報の収集・提供及びサービス ⑭　開館日時等

⑩ボランティアの参加の促進
⑪他の図書館及びその他関係機関との連携・協力
⑫広報及び情報公開

⑬　職員	⑤　職員
⑭　開館日時等	
⑮　図書館協議会	
⑯　施設・設備	⑥　施設・設備
⑰　危機管理	⑦　図書館経営（または図書館運営）
(2)　都道府県立図書館	(2)　都道府県立図書館
①　運営の基本	①　運営の基本
②　市町村立図書館への援助	②　県内市町村立図書館に対する支援
③　都道府県立図書館と市町村立図書館とのネットワーク	
④　図書館間の連絡調整等	
⑤　調査・研究開発	
⑥　資料の収集，提供等	③　資料の収集、提供等
⑦　職員	④　職員
⑧　施設・設備	⑤　施設・設備
⑨　準用	⑥　準用
3　私立図書館	3　私立図書館
	①　図書館の設置
①　運営の基本	②　図書館運営の基本
②　図書館経営（または，図書館運営）	③　図書館経営の基本
③　図書館の評価	
④　資料及び情報の収集，提供等	④　図書館資料・情報の収集・提供及びサービス
⑤　レファレンスサービス等	
⑥　著作権制度の理解	
⑦　他の図書館及びその他関係機関との連携・協力	
⑧　広報及び情報公開	
⑨　職員	⑤　職員
⑩　施設・設備	⑥　施設・設備
	⑦　図書館経営（または図書館運営）